平成２１年（フ）第３０５５号
福岡市博多区築港本町６番26―603号
債務者　中村　智充
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０５６号
福岡市博多区築港本町６番26―603号
債務者　中村　和代
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６７号
福岡市西区今宿駅前１丁目16番８―504号
債務者　吉田　真琴
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０６８号
福岡市西区今宿駅前１丁目16番８―504号
債務者　吉田　明世（旧姓西口）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１９３号
福岡県筑紫郡那珂川町仲丸１丁目４番11号
債務者　古味輪　真
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２９８号
福岡市南区高木１丁目12番31―203号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４８２号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7083―１グリーン中原101、住民票上の住所福岡県大牟田市一浦町156番地５
債務者　日隈　祐規
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
佐賀県佐賀市金立町大字金立2215番地123
債務者　原　　和広
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６３号
鹿児島県鹿児島市甲突町21番28―805号
債務者　岩元　照男
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３４号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目28番６号吉本ハイムⅠ301号
債務者　柳　　基義
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１５号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目４番３号尾辻ビル202号
債務者　甲斐　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
鹿児島県姶良郡姶良町宮島町36番地12
債務者　山内　七朗
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
鹿児島県姶良郡加治木町木田1171番地19
債務者　長嶺　広美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
鹿児島県霧島市隼人町姫城2541番地２
債務者　東中道多喜子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
鹿児島県霧島市国分福島1516番地５　Ｙ・Ｍコスモス Ⅱ205号
債務者　坂元　春江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２号
鹿児島県姶良郡加治木町木田562番地６　メゾンシーサイド202
債務者　徳永　義己
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３号
北海道小樽市高島３丁目10番23号
債務者　坂田　敏江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８号
北海道小樽市オタモイ２丁目２番７号、前住所北海道小樽市若松２丁目１番131号
債務者　末　　優子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部